
人生の最終段階における 適切な意思決定支援に係る 取り組みについて

1. 意思決定支援に対する取り組み

当院では、平成 30 年に厚生労働省が策定した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を規範として、「人生の最終段階における適切な意思決定支援に係る指針」を作成し、これに則り、多職種による医療・ケアチームで患者様・ご家族様に対する意思決定支援を行うように努めています。

2. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者様・ご家族様と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者様・ご家族様等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者様ご本人の意思決定を基本とした医療・ケアを進めます。

3. 本方針の対象者

人生の最終段階を迎える患者様ご本人、及びそのご家族様

4. 人生の最終段階の考え方

医療環境の変化や患者様・ご家族様等のニーズが多様化する中、人生の最終段階にはご本人の状態を踏まえて、チームで判断します。また緊急時には、生命の尊重を基本として、医師が医学的妥当性と適切性を基に判断するよりほかないが、その後チームによって改めてそれ以後の適切な医療・ケアの検討を行います。

5. 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定のあり方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けるご本人が多専門職の医療・介護従事者から構成されるチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで、医療・ケアの方針決定を進めていきます。

- ② ご本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援がチームにより行われ、ご本人との話し合いを繰り返し行います。
- ③ ご本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できる方も含めて、ご本人との話し合いを繰り返し行うものとします。この話し合いに先立ち、ご本人が特定のご家族等を自らの意思を推定する方として前もって定めておくことを支援します。
- ④ 医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、チームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します
- ⑤ 。
- ⑥ チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うものとします。
- ⑦ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針では対象としません。
- ⑧ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文章にまとめ共有します。

この取り組み事項は病院ホームページや院内に掲示し、広く一般に公開します。

足寄町国民健康保険病院 院長